

---

◎代表質問

○議長（山本浩平君） 日程第2、昨日に引き続き代表質問に入ります。  
順序に従って発言を許可いたします。

---

◇ 前 田 博 之 君

○議長（山本浩平君） 13番、きぼう、前田博之議員、登壇願います。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 13番、前田です。私はきぼうを代表して町政執行方針や町政上の諸課題について順次質問してまいります。

白老町はことし町政施行60周年を迎えますが本町は町政施行以来の大きな転換点に立たされています。温故知新という言葉もありますが財政再建、重要な政策課題に対して今ほど町長、町民、職員、議員の英知や知恵そして行動力が問われているときはないと思います。まちづくりは住民の幸せと魅力ある地域をつくることであります。町民と行政の信頼関係のもとにまちを再生させ、ともすれば国に依存しがちな体質を改善して自立のため自前で政策をつくり地域をつくっていかねばなりません。この難局を乗り越えるため町長の決断と力量に期待するのです。以下、質問に入っていきます。

（1）まず町長の町政執行方針と政治姿勢についてであります。一年の計は元旦にありといわれるように新年度に当たっての執行方針は町民の切実な暮らしや潤いのある生活を守るため地に足のついた実効性の高いものでなければなりません。執行方針は自己決定、自己責任としての政策経営方針であります。抽象的な表現や曖昧さのメッセージでは町長の真意が伝わってきません。戸田町長のこの3年間の執行方針を見てみました。23年12月の所信は民間目線に立った経営感覚を町政に取り入れると言い切っています。24年度は地域の活性化や人づくりに関する14項目を優先し実施検討するとし、25年度は決断と実行の年としました。そして26年度の執行方針は町民とともに取り組む実践力を高めていく確かな展望と地域力の発揮の年としています。新年度の所信とあげた確かな展望と地域力の発揮の年のメッセージがこれまでの3年間の執行方針とどのように結びついて具体的にどのような展開が図られ、そして何を求めようとしているのか具体的に伺います。

2点目、選択と集中に対する姿勢であります。町長は厳しい財政状況を乗り越えるために選択と集中を図るとしています。選択と集中もフレーズ的な言い回しではなく本質を明らかにしておく必要があります。戸田町長は2年前白老町は財政再建というまち始まって以来の課題を克服したとはいえ、いまだ厳しい状況は続いているとの認識を示しました。克服や厳しいどころか2度目の赤字の財政再建団体転落寸前という状況に直面しています。戸田町長は重い責任を背負うことになっています。白老町長の最優先課題は何をおいても1日も早い財政再建を果たすことです。政策や事業を実施するにしてもあれもこれもから、あれかこれかを徹底していかねばなりません。もうない袖は振れないのです。限られた財源を重点的に投入するといった選択と集中が厳しく問われることとなりますが、選択と集中の考え方とどのような姿勢で臨んでいるのか伺います。

（2）町長公約と財政問題についてであります。町長は3つの約束と5本の柱、23の政策を公約として約束しています。そして公約の全ては実行に移すための町民との契約書であると明言しています。

戸田町長の任期も3年目に入り厳しい財政環境の中であって残された期間で公約を実現しなければなりません。26年度予算の考えは執行方針で述べられていますが、町長自ら策定した財政健全化プランについては具体的に触れていません。その点に鑑み4点伺います。1点目、平成25年度予算は2億2,000万円の赤字編成でスタートしましたが収支状況、決算見込みと財源及び26年度予算の影響について。

2点目、26年度予算の歳入歳出構造の特質と財源確保及び財政規律について。

3点目、26年度からスタートする財政健全化プランを着実に推進するとしているが同プランに盛り込まれた対策は今回の予算にはどの程度反映されたのか。

4点目、喫緊の課題である財政の立て直しが優先され財源が制約される中で町長の公約はどの程度反映されたのかであります。

(3) 活力ある産業のまちづくりについて。これまでの町の産業振興は主に商店街の活性化や観光振興、特産開発などが主で地域の生き残りをかけるというほど厳しい認識に立ったものではなかったと思います。白老町は企業の撤退や経済活動の停滞、そして急激な人口減少で依然として厳しい状況にあります。特に少子高齢化、人口減少、人口流出が顕著でこのまま続けば近い将来消費がますます縮小し雇用の場が失われ、さらに行政資源の縮減などによってまちの経済が衰退していくのが目に見えています。地域内循環型経済だけでは地域の持続性すら危うい環境にあり地域ビジネスの創出の戦略が不可欠であります。産業の振興、活性化なくして地域の生き残りはあり得ません。私はそう思っています。そこで活力ある産業の振興について伺います。

1点目、第一次、第二次、第三次産業別の実態と課題及びその対策について。

2点目、(仮称)産業振興計画策定の内容と何を目指す計画とするのか。

3点目、自立した地域経済に取り組むべき地場産業振興戦略をどのように組み立てようとしているのかであります。企業誘致については除いてください。

(4) 安心・安全なまちづくりについて。本年度の町政執行方針で安全・安心して暮らせるまちづくりがあります。平成25年度執行方針でも公共サービスを補完するセーフティネットの確立を促進すると述べています。まちにおいては26年度に地域防災計画の見直しを予定していますが、平成25年6月には改正災害対策基本法が施行され同年8月に白老町津波避難計画の全体計画が策定されました。そこで伺います。

1点目、改正災害対策基本法の内容とまちの責務について。

2点目、白老町津波避難計画での避難行動要支援者(災害時要援護者)が避難するための個別計画の状況についてであります。

(5) 町立病院と今後の方針についてであります。町立病院として何よりも大切なのは町民に愛され信頼される町民のための病院であることであります。病院の会計収支改善計画が示されましたが、町長が打ち出した1年後原則廃止の廃止が曖昧で廃止後の対策を具体的に示さないことから町民に不安を増幅させています。そこで伺います。

1点目、26年度以降収益の増収対策として在宅訪問診療件数の拡大を図ることにしているが、在宅医療の考え方及び現状の在宅診療体制と拡充を図るための在宅診療体制について。

2点目、1年後の原則廃止の定義、基準と経営改善収支計画の目標達成の許容範囲について。

3点目、町長は老朽化した病院の改築を公約しているが地域医療としての新たな病院の方向性のプラン策定と今後のスケジュールについてであります。

(6) 職員の意識改革等についてであります。戸田町長は23年11月町長就任時に職員に対して民間感覚を前面に押し出し、我が社という愛社精神を持って町民に一流のサービス提供とお役所仕事からの脱却とスピード感を持つことを訓示しています。町長が求めている職員像に近づいているのでしょうか。職員は平成20年3月策定された新財政改革プログラムに基づいて財政再生団体の回避と行革を後戻りさせないために背水の陣で職務に励んできました。しかしいまだ達成されることなく、なおまた財政健全化プランの策定となり財政再建は平成23年度まで先送りされました。あわせて給与削減も継続され、その上職員の早期退職が続出し現場に閉塞感をもたらしています。このことは当然町長、副町長に重い責務はあると思われませんが、このような危機状況を2度招いたことについて役場の風当たりも強く、特にこれまで以上に職員は危機的な現状に対する認識が甘いのではないかという声も聞かれるのであります。そこで職員の意識改革等について3点伺います。

1点目、25年度の早期定年等退職者数と26年度採用予定者数及び職員数の適正化について。

2点目、26年度の給与削減率・額と27年度以降の取り組みについてであります。

3点目、職員の意識改革、喚起についてどのように取り組んでいくのかであります。

次に教育長に教育行政執行方針と教育長の諸課題について6点伺います。生まれ育った地域で教育や学力に格差があってはなりません。平成25年4月に中学校3校の統合による白翔中学校の開校、28年度には白老・緑丘・社台小学校の3校統合が予定されていて白老町の教育環境は大きく変わろうとしています。教育委員会が学力向上の指針として定めた学力向上を目指す白老町スタンダードに期待していますが、白老町の子供の学力向上をどうするのか子供の生活状況がどうなっているのか適切に捉えて、その状況をどう手立てて対処するかまちの姿勢が問われています。財政状況の厳しい逆風の中でこそ教育分野に財源を重点的に配分することが米百俵の精神であると思います。そこで伺います。

1点目、平成25年度実施全国学力学習状況調査の結果と学力向上をさせる白老町独自の取り組みについて。

2点目、25年度実施全国体力運動能力の結果と今後の取り組みについて。

3点目、白老地区3小学校統合年次28年4月1日を予定しているようですが、統合に向けての施設等整備の年度別個別事業、学校管理、教育振興費も含まれます。それと事業費及び財源内訳、そして今後のスケジュールについて。

4点目、3小学校統合に伴う学校交流、統合後の学習支援、学校と地域の連携及び放課後児童クラブ等の施策について。

5点目、学校統廃合の白小、社台小の校舎等の取り扱いとそれに要する費用と財源手当てについて。

6点目、子ども貧困対策の推進に関する法律の内容とまちの責務について。

以上で1問目の質問といたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 前田議員の代表質問にお答えします。町政執行方針と町政の諸課題についてのご質問であります。

1 項目めの町政執行方針と政治姿勢についてであります。1 点目の確かな展望と地域力の発揮の年の具体的な考え方についてであります。確かな展望は財政健全化プランを策定してその進行管理により着実に取り組むとともに、産業のまちづくりでは産業振興計画や地産地消計画など、安全・安心のまちづくりでは地区コミュニティ計画や各種福祉計画、公共施設等総合管理計画など、地域力創造のまちづくりでは象徴空間整備による町活性化推進構想や過疎地域自立促進計画、定住自立圏共生ビジョンなど将来のまちづくりに向かう各種計画の策定を示し、そのまちづくり計画の策定とともに実践を官民協働で進めていくことで地域力を発揮するスタートの年と位置づけております。

2 点目の選択と集中の考え方と姿勢についてであります。限られた資源、財源を使う政策の執行に当たってその量や影響、時期などからより有効な選択を行い集中させることによって町民の理解を得て効果を最大限に高めていきたいと考えております。そのためには多くの方々と議論を重ね限られた期間でスピード感を持って進めていかなければなりません。例えば平成 32 年に開設が決まった象徴空間整備については期限の設定が明確であり交流人口の増加やそれを受け入れる体制づくり、基盤整備などに取り組まなければなりません。町内民間団体と設立した活性化推進会議による議論と実践に積極的に取り組んでまいります。

2 項目めの町長公約と財政問題についてであります。1 点目の決算見込みと 26 年度予算への影響についてであります。25 年度予算は歳入で地方交付税 1 億 3,308 万 9,000 円、財政調整基金 5,888 万 9,000 円、町税 932 万 3,000 円の増額補正と歳出で未執行予定額 2,357 万 9,000 円の減額補正で合計 2 億 2,488 万円の補正となり当初の予定していた水道会計からの借入れを行わずに収支不足を解消することができました。26 年度予算への影響については水道会計に支払う借入金がなくなった財源が出る一方で、財政調整基金の一部を繰り入れたことから保有額は現時点で 8,251 万 1,000 円になっておりますが年度末に繰越金を積み立てる状況になる見込みであります。

2 点目の歳入歳出構造の特質と財源確保及び財政規律についてであります。歳入については町税が依然として景気低迷の影響から 4,637 万円の減、地方交付税については特別交付税の算定経費の減から前年度対比 6,000 万円の減を見込んでおります。地方消費税交付金は消費税率の改正で増加が見込まれますが、交付額は消費の提供を受けることが予測されるため税率の伸びどおりには見込んでおりません。歳入は町税と地方交付税を合わせて前年比較 1 億円の減であります。歳出はプランの対策効果などで経常経費が前年対比 1 億 9,700 万円の減で、事業費は継続事業があるため 9,000 万円増となっております。以上のように一般財源が減少する状況であります。昨年のような収支不足を発生させない予算編成になっており歳入に見合った歳出とする財政規律を十分に配慮したものになっております。

3 点目の財政健全化プランの対策と反映についてであります。2 点目でお答えした経常経費の削減内訳は給与費 6,051 万円、公債費 1 億 3,841 万 6,000 円、繰出金 6,836 万 3,000 円、一般行政経費 3,067 万 6,000 円、合計 2 億 9,795 万 5,000 円の減になりますが各種基金への積み立てで 1 億 63 万円の増加があることから、差し引きすると 1 億 9,800 万円の削減効果が出ております。ただし給与費分は勸奨退職者分等によるものでプランの給与費削減から歳出された以外の減額となっております。この給与費分を除いてもプランに見込んだ対策額は十分に反映したと考えております。

4 点目の町長公約の反映についてであります。3 つの約束と 23 の政策 26 項目のうち 21 項目 80.8%

に取り組み、残りは 26 年度において 2 項目が検討中、3 項目目については実施しないこととしております。この中で反映してきているものは 3 つの約束と施策の柱である活気あふれるまち、心あふれるまち、希望あふれるまちであり、今後笑顔あふれるまちと緑あふれるまちの未実施の政策項目についても再検討を行い実地しない項目を補完する取り組みを通して公約達成に近づけていきたいと考えております。

3 項目めの活力ある産業のまちづくりについてであります。1 点目の産業別の実態と課題及びその対策についてであります。一次産業では素牛価格は高値で推移しているものの円安の影響により配合飼料の高騰などが肥育牛生産に大きな影響を与えております。また近年まれに見る素牛価格の高値推移により素牛生産者の経営状況は安定してきておりますが、肥育一貫生産から素牛生産へと経営形態に変化が出てきております。白老牛のブランドの確立には生産原価を追求した生産基盤の整備が必要不可欠であると考えております。次に水産では自然環境の変化により漁獲量が大きく影響を受けやすいため漁業所得にも影響が出てくるものであります。安定的な漁獲量の確保と支援、保護のために主要魚種に対する漁獲枠の設定や栽培漁業種による固有資源の増大、さらには漁獲物の船上活じめや鮮度の保持などの付加価値向上に向けた取り組みなど資源管理型漁業や栽培漁業の各種取り組みが漁価経営の安定につながるものと考えております。

二次産業については本町の特性として水産物の出荷等に関しては町外への流通が多く見受けられ、地域内の循環を高めるためにも関係機関と連携し地域への供給体制を拡充し雇用拡大できる製造、加工における仕組みづくりが必要であります。また白老牛の生産基盤の整備と並行し安定した流通及び供給体制を目指すための中核機能が必要であり食肉加工における基盤整備について引き続き検討してまいります。

三次産業については人口減少と町外への消費流出により小売り消費が減少し中心市街地でも商店街としての機能が果たされない状況もあり、定住者の促進も含め地元消費を拡大する取り組みが急務であります。また観光業においては 2020 年に向けさらなる連携と消費滞在を向上させる仕組みづくりが必要であり、おもてなしをもって観光案内の強化や誘客活動を積極的に取り組んでまいります。

2 点目の（仮称）産業振興計画策定の内容についてであります。経済や環境等の現状を調査分析し象徴空間整備における町活性化推進構想と連動を図りながら地域活性化の課題等整理し、基本方針を設定するとともに基盤及び機能強化するための実践的な施策を検討してまいります。

3 点目の地場産業振興戦略をどのように組み立てようとしているのかについてであります。地産地消や六次産業化の推進を基本に地域内での循環や事業者間連携が必要条件であり基盤整備と実践的な活動が急務であります。産業振興計画の確定に着手し各種ビジョンを体系化しながら実践活動を戦略的に取り組むことで地場産業全体の相乗効果を期待し自立した地域経済としての発展につなげたいと考えております。

4 項目めの安心・安全なまちづくりについてであります。1 点目の改正災害対策基本法の内容とまちの責務についてであります。東日本大震災の教訓を踏まえ防災対策の充実・強化を図るため震災以降 2 度にわたり災害対策基本法が改正されております。直近の 25 年 6 月の主な改正としては被災者保護対策の改善、住民等の円滑かつ安全な避難の確保などであり、その中で市町村が行う具体的な項目としては避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられたほか、緊急時の避難場所の指定、避難所に

おける生活環境の整備などが新設追加されたところであります。

2点目の避難行動要支援者が避難するための個別計画についてであります。災害発生時等において自ら避難することが困難な避難行動要支援者それぞれの個別計画については要支援者システム活用し名簿作成作業を行っておりますが、現時点では個別計画の策定には至っておりません。今後改正された災害対策基本法に基づき全体計画であります避難支援計画を策定し個別計画につきましてもあわせて策定してまいります。

5項目めの町立病院と今後の方針についてであります。1点目の在宅医療の考え方及び現状の在宅診療体制についてであります。町立病院では25年6月から平日における町内介護施設及び個人宅を中心とした在宅訪問診療をモデル的に実施しており、町内訪問看護ステーション及び地域包括支援センター等との連携を図るなど今後も引き続き病院改善計画に基づく在宅訪問診療件数の拡大に努めてまいりたいと考えております。なお24時間365日での往診や訪問看護を行う在宅療養支援病院の指定化については将来的な検討事項として捉えております。

2点目の原則廃止の定義と経営改善計画の目標達成の許容範囲についてであります。町立病院は過去10年間の入院・外来患者数の推移において24年度は入院・外来ともに過去最低の患者数となり、これまでも病院経営計画を策定し病院経営の健全化に向けた施策の取り組みを進めてきましたが経営の安定化には至らず、多額の累積欠損金並びに不良債務を抱えるなど一般会計からの繰入金に依存し病院経営が成り立っている状況にあり町財政を圧迫する大きな要因となっております。町立病院は町財政の視点から判断した場合このままの経営状況では廃止を考えなければならない深刻な状況であり、25年度病院事業会計決算状況と26年9月末までの上半期経営状況を見極めながら今後の方向性を決める考えであります。その基準となるものは町立病院経営改善計画になります。また目標達成の許容範囲ですが病院経営改善計画書に掲げる26年度患者数目標値である1日平均入院患者数30名、実稼働病床利用率60%及び1日平均外来患者数125名の確保、さらには一般会計からの繰出金の縮減などが一定の判断基準になりますが今後の患者さんの受診動向や町内の医療体制等を総合的に勘案して政策判断することになると考えております。

3点目の病院の方向性と今後のスケジュールについてであります。私は町民の健康を守る使命と役割を果たす目的達成のために町民の皆さんへ医療提供、健康診断、予防接種など予防医療対策、保健・医療・福祉の3連携施策などの推進は欠かすことのできない自治体の責務であり、地域医療の確保は極めて重要な政策課題であると捉えております。また町立病院が取り組みを進めている経営改善については町が責任を持ちサポートするとともに、26年度診療報酬改定において病院機能として新たに報酬加算が取得できる事項などを的確に捉えた中で今後の方向性を議会と協議してまいりたいと考えております。

6項目めの職員の意識改革等についてであります。1点目の25年度の退職者数と26年度の採用予定者数及び職員数の適正化についてであります。25年度の早期退職者は一般職で7名、専門職6名の計13名で、定年退職者は一般職7名、専門職3名の計10名、退職予定者合計は23名であります。26年度の採用者は一般職9名、専門職6名の計15名を予定しております。なおこのほかに24年度末に急遽一般職3名、専門職3名の計6名の依願退職者があったことから、その補充として25年度に一般職3名、専門職3名の計6名を中途採用したところであります。また職員数の適正化につきまして

は財政健全化プラン（案）でお示ししたとおり、本町の将来人口推計をもとに積算した職員数をベースとした定員管理を進めていくこととしております。

2点目の26年度の給与削減率と額及び27年度以降の取り扱いについてであります。26年度の削減率は25年度同様平均9.5%を継続することとしその効果額は約1億1,000万円を見込んでおります。また給与削減については職員組合と単年度ごとの継続協議としていることから毎年協議を行うとともに財政健全化に向けた対策として理解を求めていくこととしております。

3点目の職員の意識改革、喚起についての取り組みについてであります。19年度以降削減率は異なりますが給与削減を7年間継続している状況から職員のモチベーションが低下しないか懸念しているところであります。職員には日ごろより町民から信頼される職員として、さらには白老町職員としての自覚と誇りを持って業務にあたることなどを機会を捉えていってきております。財政の早期健全化を図り町民負担の軽減や職員給与の削減率緩和に努めていく考えであります。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 教育行政執行方針と教育の諸問題についてのご質問であります。

1項目目の全国学力学習状況調査の結果と本町独自の取り組みについてであります。本町の子どもたちの平均正答率は国語・算数・数学ともに全道の平均正答率と同程度の区分に位置しています。前年度と比較すると小学校国語A問題を除き他の7教科において全道・全国平均との差が縮まっており特に中学校国語A・B問題は全道平均を上回っております。

しかしながら国語科においては言語に関する能力、書く能力、算数・数学においては計算・求積・関数的な考え方、図形に関する知識・理解で正答率が低く中階層に属する子どもの割合が高い状況が回答分析から明らかと思っております。

また学習状況調査においては全道平均値と比較すると1日当たり1時間以上学習する割合が少なく、3時間以上テレビを見たりゲームをしたりする割合が高い状況となっております。このような課題へ対処するため本町の学力向上の指針である児童・生徒の学力向上を目指す白老町スタンダードに基づき校内研修の充実をはじめ学習内容の定着を図る学びの循環づくりや小中学校の授業交流や学習規律の整備など9年間を見通した学校間の連携の強化に取り組んでおります。

また子ども一人一人の習熟度程度に応じた少人数指導や道教委の巡回指導教員活用事業、外部人材活用事業、町単費による算数・数学サポート事業など子どもたちの確かな学力を育成する学習支援を進めております。

2項目目の全国体力運動能力の結果と今後の取り組みについてであります。平成25年度小学校5年生、中学校2年制を対象に実施した全国体力運動能力・運動習慣等調査の結果から8種目の体力を点数化した本町の子どもたちの体力合計点は小学校男子を除きいずれも全道平均を上回っております。種目別では小学校男子で8種目中4種目、女子で8種目7種目が全道平均を上回り、ソフトボール投げ、長坐位体前屈は男女いずれも全国平均を上回っています。中学校では男女とも8種目中6種目で全道平均を上回り、男子で握力、立ち幅跳び、ハンドホール投げ、女子で50メートル走、反復横跳びが全国平均を上回っています。一方小学校男子は握力、反復横跳び、シャトルラン、立ち幅跳び、女子は握力が全道平均を下回り、中学校では男女共に上体起こし、持久走で全道平均を下回っており、

こうした調査から筋力・敏捷力・持久力に課題があるといえます。町教委では子供の健やかな心身の育成、とりわけ健康の維持だけではなく意力や気力といった精神面の充実にもかかわる体力はあらゆる活動の源であり生きる力を支える重要な要素であると捉えております。そのため体力向上の基本として体育の時間の充実を図ることや各学校が自校の子どもの実態に応じて体力向上に向けた具体的な目標を設定し体力づくりの取り組みを実効性のある取り組みに改善を図ること、さらに家庭や地域における運動や外遊びの機会の確保に向け社会教育事業への参加促進に努めるなど子どもの体力向上への取り組みを進めてまいります。

3項目めの3小学校統合に伴う施設等整備の事業費内訳と今後のスケジュールについてであります。統合後活用する緑丘小学校の校舎については耐震老朽化改修、統合に伴う改修費など約2億8,000万円を一昨日の補正予算において議決をいただきました。その他統合に係る事業費と財源については今後統合準備委員会で課題等を協議する中で施設等の整備の方向性が見えてくると思っておりますが事業が確定しておりませんので推定としてご理解を願います。27年度予算事業として1つ目は改修要望の強い歩道橋の老朽化改修があります。26年度に調査設計をしますがおおむね3,000万円から5,000万円と見込まれます。社会資本整備交付金を活用し10分の6が補助金、残りのうち8割が起債事業を想定しております。

次にスクールバスの購入がおおむね1,800万円と見込まれ想定される財源としては特定防衛施設周辺整備調整交付金を考えております。

次に開校式、閉校式に伴う補助金ですが、校名、校歌等が決まっておりませんがおおむね200万円程度で一般財源となります。

次に体育館ステージ幕を含む備品購入費、廃棄備品処理、備品等の運搬料含めて600万円程度と考えており一般財源となります。28年度からはスクールバス運行委託料として700万円程度で一般財源となります。なお運行することによりおおむね500万円程度の交付税の参入が考えられます。

また3校が統合されることにより学校施設設置管理費で毎年おおむね1,600万円程度が削減されると想定しております。なお財源事業費等については推定であり今後統合準備委員会の協議が進む中で議会や関係各課への説明や協議を進めていきたいと考えております。

4項目めの3小学校統合に伴う教育活動や支援、地域との連携、放課後児童クラブについてであります。学校交流については28年度の円滑な開校に向け統合準備委員会の中でも協議してまいりますが、3小学校においては今年度より取り組める子どもたちの交流活動について検討しておりますが、学習交流や遠足、次年度においては修学旅行も検討しております。

統合後の学習支援については新しい環境の中で子どもたちが安心して学習や学校生活を送れるように学習指導や生徒指導の教員加配を求めるとともに3小学校からバランスに配慮した教員配置や学級編制についても配慮したいと考えております。

学校と地域の連携については信頼される学校づくりを標榜しPTA役員や学校評議員を各地から選出したり、各学校が今まで地域を学びの場として行ってきた教育活動を継続するなど学校を開き地域住民の参画を得て開かれた学校づくりを進めてまいります。

放課後児童クラブについては既存の白老の鉄南・鉄北児童クラブと社台小学校含めて開設したいと考えております。今後児童クラブの受け入れ態勢等については運営基準に基づいて検討してまいりま



す。

5 項目めの学校統合後の校舎の活用と費用についてであります。小学校統合後に学校として使用しない社台小学校、白老小学校の活用については現在は未定でありますができるだけ早うちに方向性を出したいと考えております。また校舎を解体する場合は概算ではあります社台小学校で1億円程度、白老小学校で1億 5,000 万円程度と見込まれます。なお財源的には起債 75%の充当と一般財源となります。

6 項目めの子どもの貧困対策の推進に関する法律の内容と町の責務についてであります。この法律は子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進するため定められたものであります。内容としては 21 年度の貧困率 15.7%を3年で1割のペースで削減していき 33 年までに 10%未満にするものであります。対象は乳幼児から 20 歳未満の者となっており、一部の施策については 20 歳以上の大学等在学者も対象となっております。国では内閣府、厚生労働省、文部科学省が所管となっております子どもの貧困対策計画を策定し6つの基本的施策を掲げ教育、生活、就労、経済的支援等の施策を講ずることとしておりますが今後詳細について国から示されるものと思われま。いずれにしても子どもの貧困について不利益や貧困の連鎖にならないよう国や北海道、関係各課で十分協議していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 再質問をします。代表質問ですので町長と政策議論をしたいと思。8 点ほど質問します。

まず選択と集中についてであります。答弁を聞くと私の質問の趣旨との捉え方がちょっと違ったかと思。いますのでそういう旨で質問します。町民の豊かな暮らしを支えるはずの町財政はご存じのとおり財政健全化プランによって赤字の削減、支出の抑制、そして重要政策課題の先送りなどで身動きのとれない状況になっております。私は選択と集中の目的を最小のコストで最大の効果を発揮するための手段であり、政策形成過程で重要な政策判断の元となるものと考えています。選択すべき政策、集中させる政策といった権限は町長にあります。町長がどこまで腹を据えて予算査定や財政健全化プランの遂行、かつ改革を断行しその過日を待てるかであります。大胆な改革等には関係者の利害のある人たちからの抵抗が予想されますし組織内外からの心配や不安の声もあります。後戻りしないという決意を堅持できるかであります。選択と集中を実践するため原則・基準・条件等を定めておかないと徹底的な無駄の排除や効率的な施策のための選択と集中を実践できない恐れがあります。そこで伺います。選択と集中の原則・基準・条件・優先度などは設定されているのか。あるいは要綱的なものをつくり公正でかつ町民が理解、納得できるようなシステムは考えられているのかであります。

次にまちの預金である財政調整基金についてであります。執行方針で町長は持続可能な財政基盤の確立を着実に推進すると述べています。そのためには災害や大きな経済変動、そして万が一の備えのための蓄え、かつ長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために積み立てておく財政調整基金を確実に確保しておかなければなりません。平成 20 年 3 月に策定した新財政改革プログラムでは 25 年度末の財政調整基金積立残高は 5 億 2,700 万円でした。26 年度の予定は 7 億 6,000 万円を見込んでい

ました。しかし答弁もありましたが実際 25 年度の現在の財政調整基金は 8,250 万円しかありません。年度末ではふえると、預金すると答弁がありましたけれども、これは重要な施策課題や老朽化する施設の改善、改修需要の対応、今後増大する行政需要を考えると現在の積立金の規模では綱渡りの財政運営で大変心もとない状況にあります。26 年度からスタートする財政健全化プラン（案）では計画期間の 7 年間財政調整基金への積み立てはゼロであります。7 年後の財政再建の暁には安定的な財政運営で、かつ前途に光明を見出すまちづくりの資源確保のためにも基金積み立てに努めていくことが不可欠であります。財布も空っぽ、貯金もないとなると将来に不安は募ります。持続的、安定的な財政運営を行っていくには一定水準以上の積立金、すなわち預金を確保しておく必要があります。そのためには不安定な流動的な決算剰余金の積み立てだけではなく予算編成において万難を排してでも積み立てるといふ強い姿勢で当初予算から措置し、積立金の残高も増額を着実に図っていくことに心がけるべきであります。そこで伺いますけれども計画的に財政調整基金を確保するために積立金の目標額を設定するなどして町民に見える形で基金積み立てをすべきと思われませんが、まちの財布を預かる町長としてはこの件についてはいかがでしょうか。

次に公約の進捗状況についてであります。きょう議会の上に町長公約執行状況の資料が出ましたので、これは私きょう見ましたので内容をまだ把握していませんのでそれを踏まえて質問しています。これまで反映された公約については組み立てと検討合わせて 23 件との答弁がありました。私は実行したか実現したかが問題であると思います。そこで町長としても危機的な財政状況にあって制約や限られた財源の中で着実、柔軟に公約実現を図っていかなければなりません。私から見ると実施時期、事業概要、事業費、支援策等が明らかになっていない公約が数点あります。町長の任期は少なくありません。そこで私が思う分についてここで質問したいと思います。

1 つはこの後私も質問しますけれども六次産業についてであります。25 年度において具体的に取組むとされていますけれども制度設計や支援策、これは六次ですから一次のものではなくて連携した中での六次がどうなっているかということでもあります。

それと 26 年度の執行方針で中学生までの医療費全額無料化について実施方法を示すところいっていましたが、残された任期で実施できる、すると理解していいのか。もしそうであれば財政健全化プランとの整合性はどのように図れるのか。これについては財政健全化プランには計画も数値は載っていないはずです。

4 つ目、町内会、地域団体との連携した高齢独居者の孤立防止事業、これについては実施の時期あるいは当然組織づくりと必要だと思いますけれどもこれについてはどうなっているのか。

次に障がい者雇用の場の確保のため国の補助とは別に町独自の補助制度を設けるとしてはいますけれども、これも同じく実施時期、制度の概要、具体的な支援施策、やるとすれば事業費はどれぐらい見込まれているのか。

次に太陽光発電導入による個人住宅の助成策であります。これも同じような内容でお聞きします。

次に公営住宅を中心部に集積する街中整備をするところいってはいますけれどもこれの取り組み状況。そして（仮称）事業選択会議はこれからつくろうとしても若干遅きに失する感もしますがこれについての設置時期とか組織編成などはどのようになっているのか。

以上私が今申し上げました公約については任期でどのように講じられるのか、担当者ではなくて町

長の声で答弁をお願いいたします。

次に水産振興にかかわる栽培漁業と白老港内の漁業権についてであります。町長は 26 年度でも各種栽培増殖事業の検証に取り組むとしています。実態は 19 年頃から若手漁業者が主体になり潜水漁業部を立ち上げ未利用資源となっている港内のウニ、ナマコの潜水機で漁獲する計画をしました。平成 24 年度から漁閑期の収入を得るため本格的に潜水漁業に着手しています。しかし港内は漁業権が放棄されたことから漁業者以外の人たちがウニ、ナマコ等採捕するようになり資源枯渇の原因であったにもかかわらずこのような行為を規制することができませんでした。このような採捕行為は種苗を放流し資源管理しながらつくり育てる漁業の定着を目指している漁業者には大きな問題になり、栽培漁業としての資源管理と増殖のために一度放棄した漁業権を復活するよう議会でも議論がありました。これまで漁業権の復活について漁協や関係機関と協議を重ねてきているとは思いますが、そこで伺いますが白老港内の漁業権の設定はどのようになっているのか。そして漁業権の設定の行方によってこの区域での今後の栽培漁業の増殖はどのように取り組んでいるのかということです。ただ検証するといっていますけど具体的な形で答弁をお願いします。

次に避難行動要支援者が避難するための個別計画についてであります。答弁もありましたが避難行動要支援者すなわち災害時要援護者の避難対策であります。答弁を聞く限りでは取り組みは進んでいないようであります。災害時要援護者を避難させるために対象者の範囲はどこか、どうか。それらの方をどういう方法で避難させるか。そのために町内会や民生委員とどう連携して避難をさせるかなどの対策をまとめた個別計画を早急に策定していくことが重要であります。要支援者の名簿作成、名簿の更新と情報共有が必要なことから町では平成 23 年度に国の補助金をもらって要援護者対策事業で要援護者台帳システムの整備をしています。今答弁にもあったように名簿作成作業にとどまっているということであります。災害はいつ来るかわからないのです。なぜこのような大事で重要な取り組みが進んでいないのか。理事者はどのように認識しているのかお聞きします。

6 点目、次に町立病院であります。病院について 2 点伺います。まず 1 点目、在宅診療報酬と終末期医療についてであります。町立病院が 26 年度から在宅訪問診療の拡大を行うとしたことで適宜な対応を期待していましたが、今の答弁を聞く限り具体的に踏み込んだ答弁になっていないと思います。これは残念であります。そこで私は高齢者が安心して地域で暮らしていただけるための在宅等を含む支える医療に重点を置いた医療体制の充実と町民に信頼される、喜ばれる医療によって地域の医療を守っていくべきと考えています。そこで在宅診療について訪問診療も行っている小沼先生は広報げんきの 3 月号で自分が通院で見ている少数の患者を訪問する体制がやっとの状況である、それでもまず一歩であるとして町立病院として訪問診療に取り組める体制にできればと思っているとの談話が載っていました。小沼先生の支える医療に対する姿勢を垣間見ることが私はできました。しかし町長の答弁はそのような話ではなく在宅療養支援病院の指定については将来的な検討ということで捉えるとなっております。一方で猪原院長は町立病院の経営改善での説明のために出席された議会の財政健全化調査特別委員会で町立病院の病床の役割についてこういっています。白老にどうしても最後までいたいという方の受け入れ先でもあり現状の病床のあり方を述べられました。終末期医療に対して猪原院長の温かい医療に対する姿勢に私は感銘を受けました。私は在宅医療や終末期医療は地域で解決するほうが良いと思っています。そこで在宅医療、終末期医療は病院長や一人の医師のみで決してで

きるものではありません。保健・医療・福祉の3連携を進めている中であって町長が率先して判断をし政策として決意して進化させないと在宅医療や終末期医療の進展はあり得ないと思っております。そこで町長に伺います。新たな病院のプランを策定する際にはそのプランに在宅医療、終末期医療の位置づけをどのように考えられるのかそれについて伺います。

2点目であります。地域医療と病院のあり方についてであります。今答弁を聞く限りでは原則廃止という文言は使われていませんでした。1年後原則廃止を打ち出す前に原則廃止後の病院のあり方の方針を予め町民に提示すべきだったと私は思っています。町長は23年12月町長になったときの所信表明で病院の改築を公約しています。そして24年度の執行方針ではこういっています。総合的な病院経営環境を考慮した基本計画を策定し改築内容は時期などについて判断するとしています。そしてことし25年度です、町立病院の方向性の決定を進めると述べています。しかし私から言わせていただくと基本計画の策定による改築内容の時期の判断はおろか方向性の決定もなく、町長が下した判断は院長の策定した経営改善計画をもとに経営状況を見極めながらその後の方針を決定するとした先送りでした。そして26年度の執行方針でも今後の方針を示すとあるだけです。そしてきょうの答弁でも町立病院改革の計画は計画の結果次第で政治判断をしたいとこういっています。過日の病院経営改善計画について議会と議論した際には町長はことしの9月までに病院の方向性を決定し議会に示すと答弁されています。答弁の中には期日も入っておりません。少子高齢化・人口減少時代の将来を見通したまちづくりの中で1日でも早くどのような病院をつくるのか問われています。

そこで町長に2点伺います。新たな病院の方向性のプランができあがる時期はいつですか。

それと2点目、これは町長としての考えです。町長は持続可能な地域のあり方と将来あるべき病院像をどのように考えていますか。これがなければプランとしての理念には反映されないと思います。もう町長は2年4カ月町長やっています。当然考えていると思いますので、もう一度言いますけれども、町長は持続可能な地域医療のあり方と将来あるべき病院像をどのように考えているか伺います。

2問目の最後になると思います。次に職場のモラルと職員のモチベーションについてであります。答弁の中では職場の士気、やる気、モラルについては触れませんでしたけれどもそれも含めてお聞きします。会社再建が成功したときによく使われる言葉があります。日産自動車のカルロス・ゴーン社長の話です。改革の目的を確立しそれを全従業員に周知徹底させ現場の士気をアップさせたことが成功した要因の1つとあげています。先ほどの答弁あって職員のモチベーションが低下しないように懸念しているところがありました。私は町職員の多くのモチベーションは押しなべて高いと感じていますが、一方では現状の行政運営を見るにつけ現場でのモラルの低下に対して町民の目は厳しくなっています。その要因の1つと考えられるのは、これは私の考えですけれども、数年前から導入したグループ制にあると思っております。従来のピラミッド型のグループ制を並行した組織の形態の中であってグループ内に役職をたくさんふやしました。それが肥大となって組織の硬直化、劣化を招きモラルアップの阻害となっているのかと思っております。町長が目指す民間経営感覚を導入した組織にするためには職員意識と組織風土の変革が必要であります。町長は25年4月には部制を廃止し機動性を高める課制に組みかえていることは承知はしております。町長はこういっています、これまでの慣例や習慣にとらわれることなく社会変化に柔軟に対応できる組織等をゼロベースで見直すところいっています。不断の組織改革は欠かせません。モラルとモチベーションアップのためにも組織をゼロベースで見直

す、町長がそういっていますから、そして今戸田カラーを打ち出す機会にあると私は思っています。そこで伺いますけれども町長が言っている組織などをゼロベースで見直すこのことの本質、それと今後の組織改革をどのように考えているのか伺います。

それで再質問終わります。

教育委員会のほうについては教育長のほうから具体的1答目で具体的に私の理解できるような答弁がありましたので再質問はありません。

○議長（山本浩平君） それではここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11時10分

---

再 開 午前 11時30分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

13番、前田博之議員の再質問に対する答弁を順次お願いいたします。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） それでは答弁させていただきます。

1つ目の選択と集中ですが、今回の町政執行方針にも入れさせていただいたのですがまず選択です。福祉や産業も含めて3つの方針を示しております。まず選択をしてそこで3つの方針について集中をしていくという大きなまちづくり方針を示させていただいております。また25年度、選択と集中の中で私が就任してからですけど町の財政が非常に大変だということで今年度は特に財政健全化に向けた財政プラン（案）をずっとこれに向けて集中してきました。財政は選択と集中という中では9項目の重点項目を出させていただきまして、そこに集中するというところでちょっと細かい話をしますと補助金の定義も7つの分類に分けて、その7つの分類も廃止にするのか削減するのかということで選択と集中をさせていただきました。またその定義なのですが、きのうもちょっとお話したんですけど、それに向けては政策調整会議という会議をもって政策会議で決定をさせていただいております。

2点目の財政調整基金の話です。前田議員おっしゃるとおり家庭でいうと本当に預金も貯金もない状態で安心して暮らせるのかと全くそのとおりでと思います。財政健全化プランに示しているときには財調がゼロでお示しをしたのですが何とかの努力をしたいと思いますので、積立金を毎年積んでいくようにお示しをしたいというふうに考えております。

それと3番目の公約です。1つずつお話をします。六次産業化の支援なのですが大きくは立ち上げました白老牛の生産販売会議の設置でございます。白老牛も含めて虎杖浜タラコ等々の六次産業化の取り組みは白老町は以前から行っておりましたが、それに向かってもっと確立する、もっと幅を広くするというので販売会議の設置をさせていただきました。

それと中学までの医療費無料化の話でございます。昨日もお話しましたがこれも財源、みんな全てそうなんですけど財源の中から事業を行わなければならないということを考えますと対象や範囲、手法などを考えて実施をしていきたいというふうに考えております。

高齢者の独居者の孤立防止事業なのですが、これは各地域で高齢者向けに無料で講演会等々を実施しております。また民間との連携体制もとっておりますし、26年度は高齢者から障がい者、そして子どもたちまでの見守りネットワークの構築を考えております。

それと障がい者への雇用の独自補助なのですが、これも財政が大変だということで今未実施のままでございます。

個人住宅への太陽光発電助成なのですが、これは実は経産省、国の補助の対象にもなっておりまして、実はこの補助の対象が町も補助すると補助がもらえないということでもありますので国のほうの補助を優先させていただいております。

公営住宅の中心部への集積でございます。今公営住宅が老朽化になっていますので建てかえの時期にはできるだけまちの中心部で住んでいただくように公約に載せてはいるのですが、今財政状況等々、そして公営住宅の今の状況というか環境も含めまして今後に検討中でございます。

事業選択会議の設置でございます。25年度までいろいろ考えてきまして今ようやく構築できますので26年度4月以降に実施をしたいと考えております。

要支援者の個別計画の理事者の考え方なのですが、これは避難訓練です。昨年全町的に避難訓練もさせていただきまして一昨年も全町あげて町内会で避難訓練をさせていただきました。私も自分の住んでいる町内会とともに避難訓練を行ったのですが、そこはやっぱり体の不自由な人がいて、この要支援者に対する避難の取り組みもしていかなければならないと認識しているところでございます。それに個別計画なのですが国にも今お示しがあつたようにこれから取り組みたいと考えています。この辺の詳細については担当のほうからまたお話をさせていただきたいと思っております。

訪問診療、在宅医療については政策判断が必要だと。これは政策判断でなければ逆に決められないと思っております。持続可能な地域医療についてなのですが病院像の話もあつてちょっと重なるかもしれないので1つでお話をしたいのですが、病院像は一言でいいますと町民に信頼される病院ということであります。それではどうすれば信頼されるかというのはきのうもお話ししましたが、病院は病気を治すわけではなくて、そこは予防とか家族構成とか環境とかも含めてアドバイスすることによってそこに信頼が生まれる、これが町民が信頼して通える病院像だと思っております。持続可能な地域医療も信頼される病院または地域医療なのですが、高齢化が進む中で訪問診療や在宅医療はこれから必要になっていくと認識はしておりますが、これも多額な財政がかかりますのでこの辺は慎重に取り組みたいというふうにも思っておりますし、今のままの医療体系ではだめだというふうにも認識しています。

町職員にゼロベースを見直すというお話なのですが、昨年ちょうど1年前部制を廃止して今の体制でスタートさせていただきました。まず部制をなぜ廃止したかといういろいろな理由があるのですがそこには情報の共有化、今課長会議も含めて政策調整会議、政策会議もやっているいろいろな事業に対して情報を共有する、スピードを上げているところでございます。1つ思ったのは部制を廃止して課長が議会の対応もしているのですが、組織を変えらるということはそこにやっぱりスムーズに進むものとやっぱり変わったことによって障害が起きるところもありますので、この辺の課題についてはクリアをして確かな組織をつくっていきたく思いますし、その組織の中では行政局を強化した中には財政が1丁目1番地のところもありますので財政の健全化を強化するというので今年度は行政局の強化を図りました。

以上です。あと詳細については担当からお話をさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

**○産業経済課長（石井和彦君）** それでは私のほうから白老港内の漁業権の設定についてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては昭和 59 年の白老港の漁港区の建設に当たりまして国のほうから共同漁業権の放棄が求められたことによりまして保障なしでの共同漁業権の放棄をさせていただきます。こちらのほうにつきましては先ほど前田議員もおっしゃってましたとおり栽培漁業の関係でナマコ、ウニ等を栽培漁業している状況でございますけれども、漁業権の設定がなかったということで密漁等が出ているという状況になってございます。それによりまして漁獲量とか漁業者の所得に影響が出ているという状況になってきております。それを受けまして漁協といたしましては北海道に相談をいたしまして、北海道としては漁業権の復活につきましては関係機関の同意が得られれば漁業権を回復しても構わないということの回答を得てございます。国はこれを受けて漁港区内での漁業補償をしていない区域については漁業権の復帰をしても構わないというふうに了解をいただきまして、なおかつ港管理者のほうも港湾の管理者上の支障がないということで漁業権の復活に同意を受けたものでございます。こちらにつきましては平成 25 年 9 月 1 日に認可されたものでございます。これによりまして漁業補償ができるということになりまして資源の管理と増殖に努めてるということになってございます。

今後増殖事業でございますけれども水産試験場、それから水産普及所との連携を図っていきながら生産技術の向上、それから資源管理の強化を図っていき、ナマコ、ウニ、アワビ等の増殖に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**○議長（山本浩平君）** 長澤健康福祉課長。

**○健康福祉課長（長澤敏博君）** 私のほうから避難行動要支援者の個別計画の関係でお答えさせていただきます。個別計画を作成しましてその方の情報などを関係団体等のほうに報提供する場合におきまして一番問題なってくるのは個人情報の関係で、どうしても本人の同意が必要であるため思うように進んでいなかったのが現状であります。今回改正された法律におきましてある程度個人情報の情報提供と利用について示されました。その内容を参考にしながら全体計画、個別計画の策定を実施したいと考えております。

**○議長（山本浩平君）** 岩城総合行政局長。

**○総合行政局長（岩城達己君）** 私のほうから病院の関係で若干補足説明させていただきます。ご質問にありました中で新たな病院の方向性、プランという言い方でいつ示せるのかというご質問がございました。26 年度国の医療報酬改正の年ということもありまして国の医療の方向性が今変わろうとしています。ご質問の中にありましたように都市の専門員あるいは地方の総合医といった取り組み方も変わってくるそんな情報もある中でまずは診療報酬、病院の経営の状況これがどう影響していくかをまず的確に押さえたい。それと将来の受療動向、これ患者数の推移ですが 10 年後、20 年後を見据えたとき患者さんがどう変わってくるか。確かに超高齢社会に入りますのでそういった患者さんの推移もきちんと見計らった中であり方は決めていきたいということで考えてございます。そういった中でご質問にありましたいつ示せるのかということは現段階では申し上げられない状況でございますのでご理解いただきたいと思います。

それと 1 答目で町長お答えしたとおり、在宅診療こういったことも検討の中に入れてございます。

以上です

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 再々質問します。今町長から答弁がありましたけど代表質問ですので一つ一つ質問していくと時間がありませんし、代表質問という趣旨からいけば大きな形の中で質問もしていきたいと思います。

そういついながら財政調整基金についてお聞きします。ただいま町長のほうから財政調整基金は積立していきますということで、私は予算積み立ても含んだ答弁だというふうに理解していますので前向きにやっていただきたいと思います。

それで今いったように代表質問でありますので各論について2点お聞きしたいと思います。これは担当課長の答弁で結構です。1 問目の答弁でも財政健全化プランの対策と反映についてというところで給与費とか公債費が大きな額にあって、これらについてプランに見込んだ対策分は反映したと考えていますとこういっています。これを踏まえて質問しますが、予算と連動する、ただいま申し上げました財政健全化プラン（案）の26 年度の収支見通しは2 億 2,000 万円の財源が不足することになっています。その不足財源は歳出削減によって捻出されています。今の答弁にあったとおりなのです。このうち歳出削減の51%に相当する1 億 1,300 万円が人件費になっています。この額は答弁でもありましたけれども25 年度の早期退職者と退職補充新規採用者の給与の差額分の人件費相当額がありますけど、これは財政健全化プランには含まれていません。ということは予期せぬ多くの職員が早期退職することによって想定外の財源が捻出されたこととなります。よって早期退職者の人件費が上乘せになると26 年度での財政健全化プランの歳入歳出差し引きゼロとなっている収支が多分プラスに転じることになります。また第三セクター債の償還が15 年から20 年に延長されました。延ばしたことによって後年度負担となって先送りはされますけれども一時的に財源が前倒して生まれます。答弁にありましたとおりです。ただいま申し上げた2 件については予算編成などで歳出財源に充当することなく、さらに裁量行為の及ばないよう歯どめをかける意味からも財政健全化プランでの積み立てを計画、そして当初から予算計上するなどして明確にしておき将来に備えた財政運営にすべきであります。そこで伺いますがただいま申し上げましたが25 年度での早期退職者によって生み出された額、第三セクター債償還延長によって生み出された額はそれぞれ幾らになったのか、そしてこの額の使い道はどのようになっているのかです。一部は多分26 年度に予算に入っていると思いますけれどもそういう意味の使い道がどうなっているかということです。そして財政健全化プランでも私が前段で申し上げたように、この予期せぬ財源が浮いているはずですから、これのことを含めて財政健全化プランでの取り扱いはどうなるか。積み立てに対して財政健全化プランの中でどうするのですかということであります。

次に任期付職員制度の活用についてであります。答弁でもありましたがまちづくりに理想と使命感を持って役場に奉職した職員がなぜ定年を待たずに次々と辞めていくのでしょうか。23 年3 月の新財政改革プログラムによって50 名前後の職員が早期退職し、その後も多くの職員の早期退職が続いています。答弁あったように25 年でも早期退職者が相当数に達しています。有意な人材の流出は人的枯渇となって組織の衰退に繋がります。町長はわかっていると思います。職員の大量の早期退職、大幅な給



与削減は一人一人の職員に求められる負荷は従前よりも大きなものとなり、町民からの多様な行政需要の増、重要政策課題の取り組みに対しては従来からの業務執行スタイルを改め政策形成能力や専門能力を持ち、より生産性の高い組織へと役場を変貌させなければならない事態に直面していると私は思っています。職員定数の削減や予算の減少によって役場のスリム化が進む中で役場が組織としての力を維持・向上していくためには職員の人材育成、先ほど町長もいっていました、それと確保及び組織編成が非常に重要な問題になります。町は平成 21 年 4 月に制度化した白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例によって優れた識見を有する者や専門的な知識経験を必要とする者を選考により採用することができるようになっていきます。ご承知のとおり任期付職員制度は一時的な行政課題や業務量に対応する場合、あるいは優れた識見、知識、経験を有する人材の確保ができるものです。またこの制度によって行政機関や民間等で培った専門的な知識や経験を公務に生かせること、定員管理、職員の年齢構成の是正、職場の活性化、そして人件費の抑制などといった利点があるようでありあります。さらに即戦力として期待できることから任期付職員制度を活用すべきと思われますが町長の考えを伺います。

次に災害時要援護者避難個別計画の策定についてであります。要援護者の避難させるためには町内会等の協力や地域の共助が不可欠であります。答弁もありましたが災害時要援護者の名簿の共有は個人情報保護法との兼ね合いで難しいとされていますが災害に備えるための名簿の共有は必要と考えており、内閣府では災害だけに使うとの了解が必要であるとしていますけれども、そのための担当課との調整などが必要と思われます。災害時要援護者避難個別計画はいつまでつくるのか答弁ありませんでしたから、避難時要援護者避難個別計画はいつまでつくり、いつまで町内会と打ち合わせを終了としているのかであります。これは町民の命にかかわっていることなので早急に作成しなければいけないのです。これは理事者が厳命に指揮、命令しなければできないと思えますけれども現場である副町長の考えをお聞きします。

次に病院の経営状況についてであります。ただいまの答弁を聞くと失礼な言い方かも知れませんが、けれどもまたまた先送りされるような答弁と受け取りました。ということは 4 月から診療報酬の改定が予定されている、そして国では新たな地域医療介護総合保健確保推進法を今議論されています。これによって病院の経営環境が大きく変わろうとしていることは私も理解しますが、私が先ほど言いました町長の 23 年度の執行方針の病院に係る姿勢からいけば、これは理由にはできないと思えます。これは町長だけの責任ではないと思えます。庁舎全体で組織をあげて考える問題だと思えますけれどもまたまた先送りされていると私は受けとめました。多分ほかの議員さんもそう感じていると思えます。さらに 26 年度から始まる財政健全化プランと町立病院経営計画には病院の改築に係る事業費は含まれていないのです。院長が自ら策定した経営収支計画によると医療費収益で 4,200 万円の増収、それと経費等の費用削減で 4,700 万円、収支合わせて毎年 8,900 万円の増収を見込むとしているのです。町長からも月の患者数聞きましたけれども、患者数目標値は入院で年間 1,500 人の増、外来で年間 1,568 人の増を目標として収支の改善を図るとしています。私はこの収支改善額が町立病院を存続するかないかの分岐点と考えます。これからの議論からいってもこの部分の数値は避けられないと思えます。

そういうことで 2 点伺いますけれどもまず 1 点目です。ただいま申し上げた毎年 8,900 万円の増収

確保の数値目標の達成が町長がいう経営状況を見極める判断になるのかということです。今まで曖昧ですから、これははっきり答弁してください。

それとずばり町長にお聞きます。なぜかといったら、これまでの答弁を聞いても先送りされるような雰囲気ですのでずばり聞きます。これまでの議論を踏まえてまちの財務体質、それと財政力に照らし合わせた場合、本当に病院を改築できると町長は今時点で考えていますか。正直な腹を言ったほうがいいと思います。

次に栽培漁業の推進であります。今答弁ありましたけれども白老漁港区に平成 25 年 9 月に漁業権が設定されたということでもあります。このことによって今後白老港の漁業対象資源が漁協の資源管理のもと有効に活用されるほか資源の増殖や漁獲増についても推進が可能となりました。先ほど平成 20 年度から地場雇用資源の活用のため栽培漁業の推進と資源増大に着手していると私は質問でいいました。これは白老・虎杖浜地区で効果が出ているのです。これまでの漁獲高とか実績を町長は知っていますか。担当から聞いていますか。もし私の数字が間違えいたら訂正してほしいのですが、20 年度から 24 年度までのナマコ、ウニの総漁獲実績、白老・虎杖浜地区を合わせた 5 年間で数量は 45.3 トン、金額にして 1 億 2,120 万 3,000 円の漁獲高になっています。1 トン当たりになると約 267 万円なのですよ。魚価の収入減に結びついています。このうち白老地区での漁獲量だけで見ると 48.5% になっているのです。このことは関係者のこれまでの努力の賜物と私は思っています。太平洋特有の条件のもと白老・虎杖浜でこの 5 年間ナマコ、ウニを中心とした育てる漁業は一定の成果を上げていることを踏まえてこれまで以上に力を入れて栽培漁業の振興を積極的に推進すべきと私は考えています。町長も知っていると思いますけれども栽培漁業の基本は種づくり、漁場づくり、人づくりであります。こういわれています。栽培漁業の推進を図っていくためには町長は検証といっていますけれども、もはやこういうふうに数字で実証されているのです。26 年度予算では将来の生産に結びつく資源の投資は措置されていませんが白老・虎杖浜地区の栽培漁業の振興、すなわちつくり育てる漁業をどのように取り組み魚価の安定につなげようとしているのか。町長に具体的な施策あるいは考え方を伺います。

最後になります。六次産業化についてであります。これは提案も含めて町長に伺いますので聞いてください。商業・観光にかかわる調査分析のため産業振興の計画の策定を 26 年度予算で計上しています。後に繋がりますがこれが悪いとかという意味ではないですから。町長は平成 23 年度の所信表明六次産業の創業へ支援する、これを 5 本の政策の柱の第 1 の柱に掲げて重点政策としますと。きょうの答弁でもありましたし、白老牛の六次の販売戦略つくっているといいましたけど私はそれだけではないと思っています。重点政策に町長が掲げていることだから六次産業化に向けて特に地場産業の振興に生き残りをかけ総力を挙げて取り組むべき重要事項だと私も考えています。そのためには限られた財源や人材をより効率的、重点的に配分しなければなりません。私は農・商・工連携、そして融合による地域資源を活用した六次産業化の推進に特化し、それこそ選択と集中ではありませんけれども集中をさせて総合的な推進策を講じて具現化すべきだと思っています。今は物や形にはなっておりません。なぜかという和白老にとって必要なのは外貨の獲得なのです。白老町は優れた農林水産物を生産、供給しています。潜在力を引き出す新たな経済活動を見出さなければなりません。国は六次産業化法を平成 20 年 3 月に制定しています。ご存じですよ。この制度の 1 つの事業に総合化事業計画というのがあります。この事業の認定を受けるとさまざまな政策支援を受けることができるよう

になっているのです。それと国は昨年 25 年 12 月に農林水産業地域活力創造プランを策定しています。町長知っていますか。このプランには 4 つの柱があるのです。その 1 つに農林水産物の付加価値向上を目指し六次産業化等の推進を図るとして政策の方向性が示されて、このプランでの六次産業化等の推進の政策目標は 2020 年度までに六次産業化の市場規模を 10 兆円に増加させるということを指標しているのです。これは近々具体的な方針が示されるようです。そこで提案ですけれども、いいですか町長、町長が 26 年度で策定しようとしている産業振興計画これも包含して、ただいま申し上げました農林水産地域活性化創造プランや六次産業化と国の政策的制度の活用も視野に入れて、農・商・工が連携する六次産業化の一日でも早い具現化に向けた白老町六次産業化振興ビジョン的なものを策定すべきだと思いますけど町長の考えを伺います。これは本当に今ある程度ビジョンですから、そうすると農・商・工の方々がどこに向かっていくかということがわかると思います。その結果何が必要か、そうすると道の駅的なものにまでつながってはいくけれども、これはいろいろな問題があり経済界がつくるとか行政支援するそれは別にして結んでいくのです。ぜひそういう白老町六次産業化振興ビジョンそういうものちゃんとつくって産業のいく方向、それでこれによって外貨を獲得する地域型循環も伸びていくとそういうものを私はぜひつくるべきだと思いますけれども、以上の質問をもって代表質問を終わります。

○議長（山本浩平君） それでは再々質問の答弁をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） 財政調整基金の考え方でございますけれども 2 答目で町長からも答弁しましたが、プランの当初計画ではゼロというような考え方を示していましたが、今成案化する中では財政調整基金に積み立てる内容にしていきたいと考えております。本年度の 26 年度の予算編成に当たってはスタート年であるということから財政健全化プランに盛り込んだ対策を十分に組み入れてやっております。これは答弁を町長のほうからしています。

その他議員がおっしゃる給与費の 6,000 万円と第三セクター債で当初 15 年から 20 年にすることによっての差額が約 3,300 万円ございます。合わせる約 9,300 万円ぐらいの金額になりますけれども、それに関しては全体歳入予算について財政健全化のプランのスタート年ということでございますので相当厳しい予算を組み込んで作成を实はしております。そういう中からこういう財源も本来でいけば当初から想定された以外の金額でございますので、議員の言うとおりの財政調整基金に積み立てて本来スタートするというのが基本な考え方でございますけれども、歳入に関してはいかんせん皆さんご存知のとおり過去を見ても課税が終わった段階でないとなかなか確定しないと、厳しい積算はしているのですけれども課税が終わってみなければわからないという現状がございますので、そういうこと踏まえたり交付税についても地方財政計画では今年度も 1%という減額の計画になっておりますので、そういうものも含めながら編成した結果そういうものも厳しく見ながら編成して、この財源も中には含んで実に入れております。ですから結果本年度財政運営をした中でそういう歳入財源が多く出た場合には当然財政調整基金も積み立てる状況になるのではないかと見込んでおりますのでそういう状況で編成したということの基本に行ってまいりましたのでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

**○副町長（白崎浩司君）** 私のほうから2点目の任期付採用の関係、組織のあり方といいますか、その部分と要援護者の名簿の云々についてお答えいたします。

早期退職者、それぞれの理由により早期退職が出ています。一概に例えばモチベーションが下がって将来に向けてどうのこうのということではなくて、それぞれの理由があって早期退職されているというふうに思っています。私どもも早期対象者、主要な部分については個別にお話を聞いたりそういうようなことしながら対応しているのですけれどもそれぞれの理由があるのかというふうに思っています。そういう中で今の年齢構成それと組織力といいますかそういうことを考えたときに、今条例で定めている任期付職員の採用こういうものを活用したらどうなのかというようなお話だと思いますけれども、当然条例を制定しているということはそういう場面があればこういう条例を適用した中で採用しますというようなことは制定時の考え方で当然そのとおりです。基本的に長期の採用ではなくて期間を決めて、あるいは特化した業務にだとか集中した業務にだとかそういうような形での任期付採用ですから、今後そういう条件があれば条例化しているということはこれを適用するといいますかそういう考え方はやぶさかではないというふうに思っています。ただ私どもも年齢構成とここ5年ぐらい定年の退職職員が多くなります。そういう中で昨年からもそうですけれども、ことしも新規採用職員の年齢条件を上げたり社会人枠を採用したりというようなことである程度年齢構成のバランスをとるとということと、やはり即戦力をどうするかというようなことで採用の仕方も少しずつ変わってきていますのでそういうような形で対応していきたいというふうに思っています。

それと組織力の話がありましたけど、確かに私自身もいわゆる大量に職員が退職するということになれば、やはり今までのノウハウを持った職員が一斉になくなるだとか、それからノウハウや技術を継承しない中で組織が弱体化するとかそういうようなことを一般的にいわれている部分で懸念するところはありますので、それについてはやはり人材育成という中では先ほどお話ありましたけれども、政策形成能力だとかいわゆる地方自治をどう守っていくかというような研修を通して人材育成に努めていきたいというふうに思っております。

それから3点目、要援護者の名簿の共有ということで私どもも個別の事業には十分承知していない部分がありました、正直。担当とも聞きますとやはり個人情報等々の全体計画はいいのですけれども、個別の個人の情報の計画書となると非常に押さえる項目もたくさんあってなかなか進まない状況だというような話を聞きました。先ほどのご質問でいつまでですかという時期の明示がありましたけれども、なかなか今この場で何年というような表現はできないのですけれども、状況は押さえましたしその必要性も当然押さえていますのでそういう中では速やかにそういうようなものに対応して行って、それこそいつで何時そういう災害がありませんのでそういう弱者といいますか、そういう方々の支援をどうするか、それとその情報をいろいろな機関でどう共有するかということについての対応をできるように速やかに対応していきたいというふうに思います。

**○議長（山本浩平君）** 戸田町長。

**○町長（戸田安彦君）** 私から病院の判断と改築のお話をさせていただきます。病院の判断は今現在進行中の病院改善計画にのっとって判断させていただきます。何回も同じような答弁をさせていただいているのですが、改善計画と合わせて10年後20年後の白老町の地域医療のあり方も含めて判断をさせていただきたいと思っております。

改築なのですが今の段階では健全化プランの中に改築の予算は組み込んでいないので大変難しい状況ではありますが、病院もしくは白老町の地域のあり方の方向性が決まった段階で今の町立病院の建物の老朽化はご存じのとおりでありますので近い将来必ず建てかえか何かをしなければならないと思っておりますので、そちらのほうもあわせて改築のほうはお示しをしたいと思っております。

漁業の漁価の安定の考え方についてなのですが、先ほどお話聞いたとおりウニ、ナマコの魚価が大変好調だということですが、またそのほかにもマツカワ等々に計画どおりいかないものもあります。この辺は漁業専門員も漁業者もしくは組合とちゃんと協議をしながら今進めておりますので、こちらのほうは引き続きそういう対応させていただきたいと思えます。

それと六次産業化振興ビジョンの話で私もちょっと勉強不足のところもあつたのですが、この辺は地区振興計画の中でも十分検討していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 特に答弁漏れがあれば指摘いただきたいと思えます。

13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 六次産業化です。私はある程度提案して具体的に言っているのに、今の町長の答弁でいけば、また別な計画とすり合わせて考えていくというのだけど、もうちょっと踏み込んだ町長の六次産業化が1つこういうものがあると。そして観光と連携すればこういうものになるのだと。私が言っているのはそういうことを目指したいので六次産業化ビジョン的のものはどうかと言っているのです。その中に私が言っているものが町長のイメージしている部分と合致すればそういうものをやっぱり考えていきたいというふうになるのか。今町長は別な計画あると言っていましたけど、私が今提案したのは役割というか白老町の産業のあり方についてそこで収束されるのだということの考えなのか。もうちょっと踏み込んで町長がこういうことを考えている、私いったものはそれはいいのだと、私は別なことを目指しているのだとそういうことになるのか。自分で今考えていること、私がいったことが近づいているのであれば、副町長も今言ったけれども担当のほうとも勉強させていいのものであれば一緒に形にしたいのだとそういうことなのかどうかということを知っているのです。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 六次産業化の考え方をまずお話ししたいと思えます。六次産業化はすごく幅が広いので余り特化しないほうがいいと思えます。特化して進むのは構わないのですが、白老町には白老牛からタラコ、シイタケ、卵からいろいろな食材資源がありますのでこれに特化という形では前田議員も思っていないと思うのです。白老町にある資源を生かした六次産業化を考えております。キーポイントとなるのは2020年に開設が予定されている象徴空間であります。これは六次産業化も含めて教育や環境整備等々も含めますので、これは白老町にしかない特化すると資源だと思えますのでこの象徴空間、アイヌ文化も含めた中で六次産業化を考えていきたいというふうに思っております。具体的には例えば白老牛やタラコをただ取って加工して売って消費してもらうのではなくて、ここに例えばアイヌ文化の昔から引き継いだ食文化等々の付加価値をつけて六次化になっていけばいいと思っております。そこに先ほど前田議員が言っていたように六次産業化の振興ビジョン等々の国の施策がマッチするのであれば共有していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、13番、きぼう、前田博之議員の代表質問を終了いたし

ます。